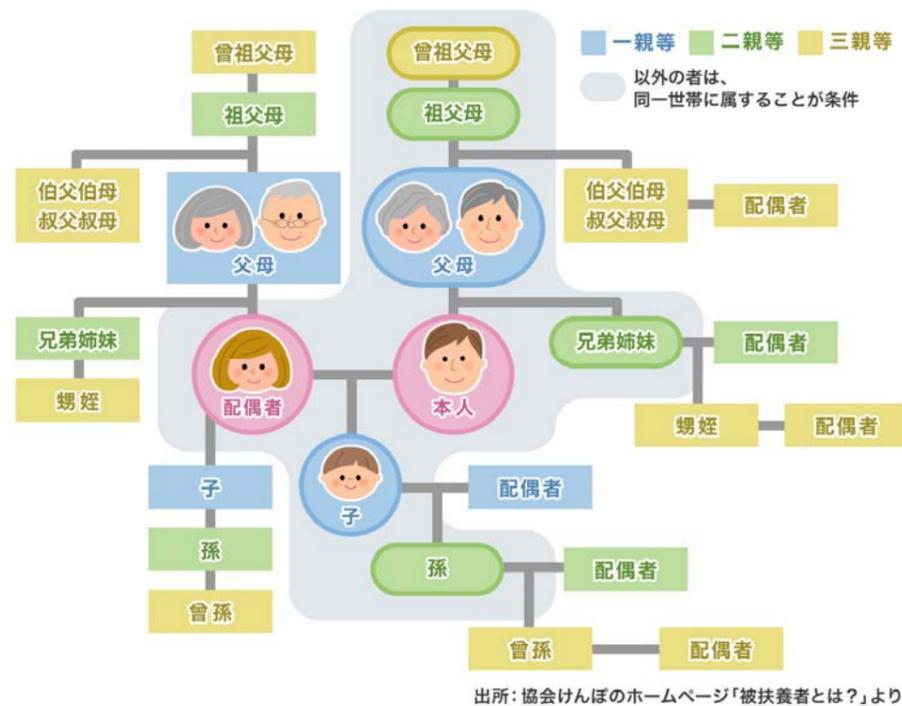




■ 被扶養者状況リストを協会けんぽに返送しましたか？ ■

提出期限（11月20日）を過ぎております。まだ提出していない事業主様におかれましては速やかに協会けんぽへご返送いただくとともに、控え書類をあおば事務所にFAXまたはe-mailでお送りください。（健康保険組合に加入している会社はその組合の取り決めによります。）
また、よい機会ですので、ここで扶養に入れる方の要件および申請の際に必要な書類をお知らせいたします。



【要件】

主としてその従業員の方の収入によって生計を維持する75歳未満の三親等内の親族の方で、年収が130万円未満（60歳以上または障害者である場合は180万円未満）かつ 従業員の方の年収を上回らないこと。

※配偶者、子、直系尊属（父母、祖父母など）、孫、兄弟姉妹 以外の方は収入要件の他に同居要件が必要となります。

【必要書類等】

1. 従業員の方と扶養に入る方のマイナンバー（マイナンバーが不明な場合は戸籍謄(抄)本、住民票など）
2. 扶養に入る方の年収が103万円以上（60歳以上または障害者である場合は153万円以上）の場合は収入額が確認できる書類（課税証明書や年金額通知書など）
3. 扶養に入る方が16歳未満または学生の場合を除いて別居している場合は仕送りの事実と金額が確認できる書類（通帳や現金書留の写しなど）なお、別居している場合は扶養に入る方の収入が従業員の方の仕送り額未満であることが要件となります。

この他、配偶者の方が内縁関係である場合や60日以上遡って扶養に入る場合などは別途書類をご用意いただく必要があります。

ご不明な点がございましたらお気軽にあおば事務所までお問合せください。

■ 賞与の申請はお済みですか？ ■

賞与を支給した場合には届け出が必要ですので、あおば事務所までご連絡ください。賞与支給月に支給がなかった場合も不支給の申請をしますのでご連絡ください。なお、賞与の計算で本人負担分を控除する際の保険料率をお知らせいたします。

※健保組合などは下記料率と異なりますのでご注意ください。

健康保険	4.895% (埼玉)	4.95% (東京)	4.92% (茨城)	4.92% (群馬)	4.955% (神奈川)
介護保険	0.865% (40歳以上65歳未満の方)				
厚生年金	9.15%				
雇用保険	0.3% (建設業は0.4%)				

- ① 賞与の保険料を計算する際には1,000円未満の端数は切り捨てます。※雇用保険は切り捨てない金額で計算します
たとえば賞与額が123,456円の場合は123,000円としてこの額に上記保険料率を掛けて計算します。
- ② 上限額を超えた部分には保険料がかかりません。
健康保険 1年度で573万円（4月～3月までの賞与額の累計）
厚生年金 1ヶ月の支払い額が150万円（同月に複数回の支払いがある場合はその合計額）

■ 特定（産業別）最低賃金額（埼玉県）について ■

令和元年の特定（産業別）最低賃金額が決まりました（スタートは令和元年12月1日から）。特定（産業別）最低賃金額は一定の産業について決められており、地域別の最低賃金(埼玉県 926円)より高い額になっています。

昨年からの20円～22円の間で引き上げられています。

■非鉄金属・・・944円	■電子部品・・・951円	
■輸送機械・・・961円	■光学機械・・・959円	■自動車小売・・・957円

特定最低賃金は都道府県ごとに決められています。埼玉以外の地域でご不明の場合はあおば事務所までお問合せ下さい。

■ お知らせ ■

<社会保険加入の顧問先様>

社会保険の随時改定(いわゆる月変)・・・基本給はもちろんのこと通勤手当や時給等も含め固定的な給与(手当等)に変更があった場合やパートの方で勤務時間の変更の際には、該当した支払月の月末までに給与変更連絡票の送付をお願い致します。

<あおば新聞で貴社を紹介することができます>

貴社の業務をあおば新聞内で無料で紹介することができます。スペースは限られてしまいますが、詳細はご相談ください。

<あおば事務所の職員紹介>

<https://aobaroumuoffice.com/staff/> 左記ホームページ上で写真付きで紹介しておりますので、是非ご覧ください。